

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第1回総合教育会議	
開 催 日 時	令和4年6月12日(日)	午後 5時00分から 午後 6時21分まで
開 催 場 所	福津市役所 別館1階大ホール	
委 員 名	(1) 出席委員 大嶋教育長、青木委員、 半澤委員、今村委員、農崎委員	
所 管 課 職 員 職 氏 名	原崎市長、赤間教育部長、水上教育部理事、石津学校教育課長、城野教育総務課長、谷口郷育推進課長、来仙文化財課長、鶴根総務企画係長、大峰教育施設係長、川上主事、大庭総務部長、長野都市整備部長、香田理事兼まちづくり推進室長、羽田野防災安全課長、緒方政策秘書係長	
会 議	議 題 (内 容)	「新設校について」
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	
	資料の名称	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会 議 録 署 名 委 員		

その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	

1 開会の宣言

香田：総合教育会議の開会に先立ちまして、傍聴者の皆様に御案内いたします。

本日はたくさんの傍聴のお申し込みをいただき、ありがとうございます。会議の構成委員の皆様も傍聴について御了承ください。

会場での傍聴につきましては、福津市教育委員会会議傍聴人規則により実施いたします。会議の妨害となるような行為、私語や賛否表明など、声を発する行為、拍手など音を出す行為はお控えください。また、会議の様子の録画・録音・撮影もお断りいたします。守っていただけない場合は退出をお願いすることもありますので、あらかじめ御了承願います。

また、本日の会議は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、この会場とは別にインターネットでの中継を実施しています。配信する映像・画像・音声の権利は福津市に帰属しますので、配信内容を許可なく他に使用することを禁止いたします。

それでは、ただいまより令和4年度第1回福津市総合教育会議を開会いたします。

私は本日の進行を務めます、まちづくり推進室の香田です。

本日の会議は、御手元にお配りしております会議次第に沿って進めてまいります。

2 挨拶

香田：では、まず初めに、原崎市長より御挨拶を申し上げます。

市長：市長の原崎でございます。本日は大変御多忙の中、教育長をはじめ教育委員の皆様、総合教育会議に御出席賜りまして、ありがとうございます。

御承知のように、この総合教育会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律にうたわれておりますように、教育行政につきまして、首長と、そして、教育委員の方で、協議する場に位置づけられておりまして、本市にとりまして大変重要な教育行政の案件につきまして、御協議の場を、昨年、一昨年も持たせていただきました。

本日は、令和4年度の第1回の総合教育会議になります。

子どもたちの数がどんどん増えている本市でございますけれども、その子どもたちがしっかりと教育を受ける権利をいただけること。そして、何より大人の私どもは、子どもたちの命、そして、安心・安全を守るための環境というのはどういうものかということを中心に、しっかり気持ちを引き締めて、本日の総合教育会議に臨めばよろしいのではないかと思います。

それでは、本日の会議が有意義な協議になりますことをお願い

い申し上げまして、これまでの総合教育会議のことについて少し述べさせていただきます。

この総合教育会議でございますけども、平成27年度より開催してきました。これまでに、教育総合計画の施策の検証や教育大綱の策定の審議及びその策定後には、教育大綱の9つの基本目標についてテーマを選択して、教職員の働き方改革などについて協議を行っております。そして、平成31年度からは、本市の課題であることが判明した「過大規模校対策」、「新設校について」をテーマに継続協議を重ねてまいったところです。前回の令和3年12月15日の協議では、新設校の校種と、令和9年度開校を目指すこと、それから学校のおおよその位置について合意に至っておったところでございます。

今年度、第1回となる本日の会議では、この新設校につきまして、より具体的な内容を教育委員の皆様と協議してまいりたいと考えております。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

3 報告

香田：本日の日程ですが、会議次第に記載のとおり、本年度も継続して、現在の本市における喫緊の課題である「新設校について」をテーマに協議をしていただきたいと考えております。

時間は18時30分までの1時間半を予定しています。

会議参加メンバーは、次第及び席次表のとおりでございます。

事務局を含め市執行部へのお願いですが、最初に発言をされる際に、所属部署とお名前を言ってください。

これから先の協議事項については市長の進行でお願いいたします。

4 協議 「新設校について」

市長：それでは、早速本日の協議に入っております。

先ほども申し上げましたとおり、前回の協議において、校種と令和9年度開校、そのおおよその場所について合意に至っておったところでございます。

市民の皆様も御承知のように、本市では、地域に偏りのある人口の増加に伴い、児童生徒数が急増している校区がございます。その対応が喫緊の課題となっております。

教育活動に必要な教職員、教室、運動場、特別教室、備品等の確保、英語教育、ICT教育、福津市全体を舞台とした体験学習など、ハード・ソフトの両面で、子どもたちの教育は考えていく必要がございます。

本日も、本市の子どもたちが生き生きと学ぶための教育環境

をどのように確保していくかについて、教育長や教育委員の皆様と一緒に考えてまいりたいと思います。

まず初めに、これまでの経緯につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

赤間部長：福津市教育部の赤間と申します。

私から新設校建設に係るこれまでの経緯について説明をさせていただきます。

教育委員会としましては、小学校2校が過大規模校、中学校1校が大規模校の現状を踏まえ、これまで教育懇話会、通学区域審議会での審議、学校運営協議会や教職員、PTA役員会との意見交換を行い、過大規模校の緩和について複数の場所を候補とした校種や校区について、協議・検討を行ってまいりました。

新設校を検討する際に教育的な視点から、「小中9年間の学びの連続性」や「コミュニティ・スクールへの影響面」、そして、「校区再編による子どもや保護者への影響面」を考慮すること。また、建設する場所が「人口密集地に比較的近い地域であること」や、「人口増加が見込まれる地域で学校建設に必要な広さの土地の確保が見込める地域であること」を大切な要件として、校種の規模や用地の選定を行いました。

では、中学校1校を四角地区に、小学校1校を宮司地区に新しく建設することについて、校種ごとに選定した理由を説明いたします。

1つ目は中学校についてでございます。

現在の福間中学校は1,200人規模の施設となっておりますが、今後も生徒数は増加する推計となっており、過大規模校化は避けられない状況となっております。

令和6年度から31クラス以上の過大規模校となり、令和13年度頃にピークを迎え、そのときは1,800人を超える生徒数になると推計しています。

仮に新設校を建設できなければ、約20年以上にわたり過大規模の状態が続くと見込んでいます。

このような状況は、様々な場面、特別教室の利用であったり、部活動や特別活動などにおいて生徒の活動が制限されることになり、公教育の機会均等の観点から問題であること、また、通学時の交通安全上の危険性も大きくなることが想定されます。

さらに、福津市以外の学校との学校間の格差をもたらすことに加え、市内における中学校の公正で質の高い学びや、高等学校進学への影響も懸念されます。

福間中学校から市内の他の中学校へ通わせることも過大規模校対策の1つと考えられますが、これには大きな校区再編が伴います。

これまで通っていた学校から強制的に他の学校に通わされることになる生徒や保護者の不安などの心理的な不安が生じること。そして、これまで学校と地域で築き上げてきたコミュニティ・スクールも大きく影響を受けることとなります。

このため、大規模な校区再編はできる限り避け、校区再編がもたらす影響を可能な限り最小限となるように、同じ校区内で新設校の候補地を選定することが望ましいと考え、学校建設に必要な広さの土地が確保できる四角地区に新設校を建設することとしました。

四角地区に中学校を建設することによって、福間南小学校が分割校となり、福間中学校と四角地区の新設中学校の2つの中学校に通うこととなりますが、福間中学校校区で学校の経営方針やランドデザイン、目指す子ども像などを共有することで、9年間の連続した学びが可能となり、コミュニティ・スクールの継続や地域との連携へ与える影響も比較的小さく済むと考えました。

次に、小学校について説明いたします。

既に過大規模校化している福間小学校は、今後も児童数の増加が続くと見込まれている中、周辺の西福間・宮司地区の児童生徒数が増加傾向となっています。

また、法改正により、40人学級が段階的に35人学級に移行することに伴い、クラス数が不足してくること。さらに特別支援学級も増えてきているため、教室不足は深刻な状況になると想定されます。

このため、早急に教育環境の改善を図る必要があり、過大規模を緩和するためには、分離新設することが必要と判断しました。

また、津屋崎小学校が既に大規模校となっており、今後も児童数の増加が見込まれることから、福間小学校校区の一部と津屋崎小学校校区の一部を合わせる校区を編成することで、両校の緩和の効果が期待できると考えました。

さらに、津屋崎中学校へ進学させることで、福間中学校の緩和と新設する小学校から中学校までの9年間の連続した学びが可能となります。

以上の理由から、教育委員会としまして、福間中学校の校区内に中学校を1校。津屋崎中学校の校区内に小学校を1校建設することが、過大規模緩和の効果が期待できると考え、「福間中学校校区内で学校建設に必要な広さの土地の確保が見込める四角地区に、適正な規模の中学校を1校。人口増加、児童生徒数の増加が見込まれている西福間、宮司の周辺に小学校を1校」建設することが最適であるという結論に至りました。

昨年度の令和3年12月15日に開催しました総合教育会議において、教育委員会の要望に対して協議させていただき、新

設する学校は、小学校1校及び適正な規模の中学校を1校とする校種の方向性について、市長と教育委員会が合意し、令和9年度開校を目指すことになりました。

その後、令和4年1月20日の臨時議会において、必要な補正予算を計上させていただき、具体的な建設箇所や学校規模、校区などについて整理し、新設校に関する基本計画を策定させていただきました。

経緯の説明は以上です。

城野課長：教育総務課の城野と申します。

私から引き続き学校の基本計画について説明をさせていただきますと思います。

基本計画につきましては、新設小学校及び中学校の建設を検討するに当たり、通学区域審議会において検討いただきました校区に基づいて、児童生徒数や学級数、施設規模、スケジュール、校舎等に関する概算事業費など、学校建設に関する基本的な考え方を整理し、今後実施する基本設計、実施設計などを円滑に行うために、本年2月15日から5月31日までの期間で業務を実施しました。

本計画に基づき、今後、用地の取得や整備に係る経費の算定を不動産鑑定評価業務や測量設計業務等の調査業務において実施し、本年12月頃までに全体事業費を掴んでいきたいと考えております。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

まず、新設小学校の校区です。校区については、通学区域審議会に諮問し、答申を得て、小学校については、西福間5区、宮司2区、宮司3区を校区としています。

児童数ですが、開校2年目の令和10年度の約840人がピークで、その後急速に児童が減少していく見込みとなっています。

学級数のピークは、24学級と見込んでいます。

次に、新設中学校の校区です。校区は、光陽台1区、2区、3区、南区、四角区、日蒔野1区、4区、5区、両谷区としています。

生徒数は、開校5年目の令和13年の約460名がピークで、その後緩やかに減少していく見込みとなっています。

学級数のピークは12学級と見込んでいます。

配置、平面計画についてです。小学校の建設予定地は校区の中心に位置し、必要な敷地面積が確保できる宮司2丁目、宮司浜1丁目にまたがる農地としています。

現在の土地利用としましては、「概ね田んぼ」で、一部に太陽光発電施設用地があります。

建設予定地に隣接して戸建て住宅、また、その東側に共同住宅があります。その戸建て住宅と共同住宅の街区及びその街区

の南側の街区については、計画地に含まないこととしております。

土地利用規制としては、西側が第1種住居地域、東側が、第1種低層住居専用地域で、第1種住居地域の建蔽率は60%。容積率は200%となっています。第1種低層住居専用地域の建蔽率は40%。容積率は60%となっています。

どちらの地域も建物の高さの規定がある地域で、第1種住居地域は12メートル。第1種低層住居専用地域は10メートルとなっていますが、第1種住居地域は高度地区で高さの定めをしており、学校施設については、都市計画審議会の同意を得ることができれば、建物の高さの規定の適用を除外することが可能な地域となっています。

小学校の規模については、24学級の場合と18学級の場合の2案で検討しています。

これは、新設小学校が開校後、急速に児童が減少する見込みであるため、24学級を全て本設の校舎としたほうが良いか、一部を仮設校舎として建てたほうが良いか、2案をそれぞれの建設工事費や国庫補助の採択基準、建物のライフサイクルコスト、空き教室の活用方法などを含めて比較検討して決めていくために、2案で検討をしております。

規模設定としては、公立学校施設費、国庫負担等に関する関係法令等の運用細目の小学校基準に準拠した規模を考えています。

主要諸室の構成ですが、普通教室は74平方メートルで、既存校よりも広くとっています。これは情報端末の利用等を見据え、学習機の規格が大きくなっていることを受けての対応です。特別支援教室については、開校後早い時期に空き教室が出てくることも考慮し、普通教室の2分の1のサイズとしています。

また、小学校、中学校に共通する内容になりますが、給食室、プールは整備をせず、事業費の縮減をしたいと考えております。

次に、配置の比較です。

配置計画としましては、西側の第1種住居地域のほうが東側の土地よりも建蔽率、容積率や建物の高さの規定が緩やかなため、西側に校舎、東側がグラウンドという配置が優位で、その中でも、D案が、普通教室からの眺望や近隣住宅への影響等を考慮すると優位と考えており、B案、D案をベースに、一部を仮設校舎とした場合でも敷地的には対応できることを検証しています。

また、敷地の一番東側には学童保育所の用地も確保できるように検討をしております。

次に、新設中学校の建設予定地です。

新設中学校の建設予定地は、四角区にある市街化調整区域内で、造成面で有利な高台を中心に検討をしましたが、並行して実施した土地所有者への意向調査の結果も考慮し、南側の田んぼも一部含む農地としています。

土地利用規制としては、建蔽率が60%、容積率が200%の規定はありますが、建築物の高さの規定はありません。

規模設定としては、公立学校施設費、国庫負担等に関する関係法令等の運用細目の中学校基準に準拠した規模を考えています。

主要諸室の構成ですが、中学校も普通教室は74平方メートルで、既存校よりも広くとっています。

また、特別支援教室については、普通教室の2分の1のサイズとしております。

なお、中学校は給食室、プールに加え、武道場も整備しないこととしております。

次に、配置の比較です。

配置計画としましては、北側に校舎、南側にグラウンドを配置する案が優位と考えています。

次に、概算工事費です。

概算工事費は、小学校で2案を算定しています。それぞれ校舎の建設費、体育館の建築費、グラウンドの整備費を算出していますが、グラウンドの整備費には造成費を含んでおりません。造成後のグラウンドの整備やフェンスなどの外構、駐車場等の整備等の費用を算出しています。

建物の建設費は、先進事例の設計書の単価を現在の単価に置き換えて再積算したものに、各教室へのプロジェクターの設置や、情報端末の充電のための設備、Wi-Fiの設備を付加して算出したものに、今後の物価上昇見込みとして20%を付加して算出しています。

社会情勢等により概算工事費が非常に掴みにくい状況となっていますが、今後も今年度発注が予定されている他市の事例等も参考としながら、事業費の精査をしていきたいと考えております。

次に、スケジュールです。

新設校の建設のためには、設計業務が18か月、確認申請に3か月、建築工事が20か月を見込んでいます。これらの業務の業者設定の期間を含め、令和9年4月の開校を目指すためには、遅くとも来年の早々から事業に着手する必要があると考えております。

私からの説明は、以上でございます。

市長：ありがとうございました。

教育部長からはこれまでの経緯について、そして、教育総務課長からは、基本計画の中身につきまして御説明をいただいた

ところでございます。

それでは、ただいま御説明いただいた内容等につきまして、確認に入っております。

まず、この学校基本計画についての説明をいただいたわけですが、小学校が1校、そして、中学校1校建設での、いわゆる教育的な効果につきましてどのようなことが考えられるかということをお尋ねします。

教育長、お願いします。

大嶋教育長：小学校1校、中学校1校を建設する計画では、建設予定地を人口密集地の近接に位置づけております。そうすることで、校区再編を最小限にとどめることができます。校区再編を最小限にとどめることは、児童生徒及び保護者の方の負担を減らすとともに、中学校区を基本とする小中連携コミュニティ・スクールの継続発展に役立ちます。また、通学する児童生徒や校区内の安全をはじめとする諸課題への対応に役立ちます。

さらに、建設予定地を人口密集地の近接に位置づけることによって、特に小学生は近くの学校に通うことができるので通学時の安全確保にも役立つと考えております。

また、小学校1校、中学校1校を建設する案では、学校規模の設定を小学校800人規模、中学校400人規模としています。そうすることで、児童数が増加し続けている福間小学校の過大規模校化を緩和することができます。

福間中学校につきましては、既に1,200人規模の建て替え校舎を建設し、これから200人から300人規模の仮設校舎を増築する予定です。

その規模を最大限活用するとともに、その対応を行ってもなお不足する規模に合わせた400人規模の中学校を建設することによって、過大規模校を緩和することができると考えております。

特に中学校の過大規模校化を緩和することにより、生徒指導上の課題解決や教育の機会均等の実現、そして、進路保障に役立つと考えているところでございます。

市長：分かりました。

ただいま小学校1校と、適正な規模の中学校1校を建設する教育的な効果につきまして御説明をいただきましたけども、この案は、今後児童数が1800人近くまで伸びてしまう福間小学校と福間中学校の過大規模を緩和する案でございます。ここで、現在も大規模校化しており、今後も児童数の増加が見込まれる福間南小学校の過大規模校対策についてはどのように考えられるかということをお尋ねいたします。

それでは、大嶋教育長。

大嶋教育長：福間南小学校の過大規模校への対応・対策につきましてでございます。

福間南小学校の児童数のピークは令和7年度と想定しております。

一方、新設校は令和9年度の開校を目標としており、ピークを過ぎた時期となります。

福間南小学校は既に過大規模校であります。適正規模の児童数840人に戻るのには、令和27年以降と推計をしているところでございます。

そのため、福間南小学校につきましては、ハード面とソフト面の両面からの支援によって、学校の教育環境の改善を図っていきたいと考えております。

ハード面では、校舎（西棟の4教室分）の増築、理科室の改修、プール跡地の活用を考えているところでございます。

日蒔野3号公園の利用も検討をしているところでございます。

ソフト面では、教職員の増員に取り組んでいるところでございます。福間南小学校の子どもたちにとって、全校児童数が非常に多いことによって、運動や遊びの場所や回数が制限され、とても少なくなってしまうこと、特別教室での学習の機会が少なくなってしまうことが大きな負担となっております。その負担を軽減するために、運動場や遊び場、特別教室を確保するハード面の支援に力を尽くしていきたいと考えております。

また、授業や行事、校務などで非常に多くのことに対応されている先生方にとって、子どもたちへのきめ細やかな指導や、見守り等を行き届かせることが強い願いだと思っております。そのために、教職員の数を増やすソフト面での支援にも力を入れていきたいと考えております。

市長：はい。ただいまの過大規模校であります福間南小学校の現在及び今後の対応について御説明をいただきました。

過大規模校の児童数が適正規模に戻るには令和27年度までかかるということですが、少しでも子どもたちや、そして、先生の負担を軽くするために、ハード面、ソフト面での整備のことをただいま御説明いただいたところでございます。

それでは次にまいりますが、宮司に想定しております（仮称）宮司小学校について、規模、候補地をどのように決めたのかということ、改めてお伺い申し上げます。

教育総務課長。

城野課長：福間小学校の過大規模校の緩和のためには、ピーク時の児童数が多い西福間5区の児童が通うことができる新設校を建設することが効果的だと考えております。

新設校の候補地としましては、西福間5区から通学が可能で、かつ、おおむね2ヘクタールのまとまった土地が確保できそうな4つの土地を検討させていただきました。

1つ目が、宮司地区に隣接する手光地区の農地になります。

2つ目が、宮司1丁目のパチンコ店の南側の農地になります。

3つ目が、宮司4丁目、三辻参道交差点の北西側の農地になります。

4つ目が、最終的な候補地としました、宮司2丁目、宮司浜1丁目にまたがる農地でございます。

この4つの候補地で比較検討をさせていただきました。

まず、1つ目の宮司地区に隣接する手光地区の農地と、2つ目の宮司1丁目パチンコ店の南側の農地、この2つの候補地については、市街地から離れておまして、500人を超えるとされる児童をどうやって安全に県道玄海田島福間線を渡らせて通わせるかという問題。それと、1つ目の、宮司地区に隣接する手光地区の農地では、農業振興地域整備計画の変更、いわゆる、農振の除外が、必要なことに加え、国が洪水浸水想定区域に指定された市街化調整区域の開発行為の厳格化という方針を打ち出したことありまして、令和9年4月への開校が非常に困難であるという問題があります。

2つ目の、宮司1丁目のパチンコ店の南側の農地では、学校に隣接してパチンコ店が隣接することが教育上ふさわしい環境と言いたいという問題がございます。

3つ目、宮司4丁目三辻参道交差点の北西側の農地ですけれども、ほかの3つの候補地に比べて、確保でき得る面積が非常に小さいということに加え、第一種低層住居専用地域でありまして、建物の高さが10メートルに制限されており、低層の建物しか建てることができず、校舎等の建築面積が大きくなるため、グラウンドの確保が困難だという問題がございます。

それで、最後、最終的に候補地としました、宮司2丁目、宮司浜1丁目にまたがる農地ですけれども、ここは西福間5丁目から距離が一番近いことに加えて、用途地域が第一種住居地域と第一種低層住居専用地域にまたがっており、第一種住居地域では、3階建や4階建ての建物の建築が可能でありまして、グラウンドの確保もめどが立つことから候補地として選定をしております。

この候補地は人口密集地に比較的近く、人口増加が見込まれる学校建設に必要な広さの土地があり、校区再編の影響も小さい地域と評価しております。

学校の規模については、候補地が宮司2区、宮司3区にまたがる土地ですので、宮司2区、宮司3区及び西福間5区を校区として、児童数の推計をして800人規模。ピーク時では844人の学校とすることとしております。

以上です。

市長：この（仮称）宮司小学校の規模、候補地をどのように絞っていったのかということの詳細に4つ案を御説明いただきまし

て、最適なのは4つ目の案ということでございました。

それでは、次に四角にできる中学校の規模、そして、候補地についても併せてお尋ね申し上げます。

教育総務課長。

城野課長： 福間中学校区には学校建設に必要な広さのまとまった土地を確保できる市街化調整区域は、四角区と花見の松林しかございません。

それで、松林は、玄海自然公園で、かつ、防風保安林にもなっていることから、学校の建設は困難で、事実上福間中学校校区で市街化調整区域は四角区にしかございません。

四角区の市街化調整区域は光陽台に隣接して帯状に存在しておりますけれども、市街地に比較的近いほうは幅が狭く、十分な土地の確保が困難なので、少し入った造成面でも有利な高台の部分を建設予定地としております。

規模につきましては、改築した福間中学校の施設が無駄にならないような規模としまして、400人規模の中学校ということにしております。

以上です。

市長：ありがとうございます。

小学校と中学校についての説明をいただきましたけれども、最初の基本計画の説明の中で、両校ともプール並びに給食室は造らないということでもございました。事業費の圧縮ということもありましたけれども、もう少し詳しく、このプール、給食室などを造らない理由について御説明をいただきたいと思っております。

また、造らないことでどのように担保していくのかということも併せてお願いいたします。

城野教育総務課長。

城野課長： プールについては、既に福間小学校、福間南小学校で民間委託を導入しております。

プールについては、全国的に民間への委託や、社会体育施設の統合、複数校での統合などの動きが出てきております。

新設校についても、民間委託を念頭にプールを建設しないということにしておりますけれども、民間施設の受け入れ量や継続性などを調査しながら、市内の小中学校のプールをどうしていくのか、今後検討を進めたいと思っております。

給食については、既に津屋崎小学校、勝浦小学校は、津屋崎中学校の共同調理場から配送しています。

市では、現在、津屋崎小学校に新たな共同調理場の整備を進めておりまして、新設校の給食については、共同調理場からの配送で対応したいと考えております。

以上です。

市長：ありがとうございます。

それでは、ここで少し視点を変えまして、基本計画の中には

直接うたってはなかったんですけども、冒頭でも申し上げましたとおり、子どもたちの命、安心・安全を守るためにはこの環境の整備が、この新設校建設においても大変重要なわけがございますけども、この新設学校の安全面、これについて補足の説明などがあればお願いします。

教育総務課長。

城野課長：お手元に配らせていただいている地図を見ていただいたらと思います。

こちらが先月の5月27日に福岡県が公表しております、手光今川水系の洪水浸水想定区域図ということになります。

それと、ため池ハザードマップと高潮の浸水想定区域を配らせていただいております。

それでは、新設小学校建設予定地の安全性と整備方針について説明をさせていただきます。

お手元、配布しておりますように、先ほど御案内した手光今川の洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域の浸水想定エリアに入っております。

また、禊池のため池ハザードマップにおいて、ため池浸水想定区域のエリアに入っております。

この浸水想定区域図、ため池ハザードマップの公表の意図ですけれども、近年の災害の激甚化を受けて、施設では守り切れない事態を想定し、社会全体が災害のリスク情報を共有し減災対策に取り組むことを目的として公表されております。

ため池ハザードマップは、ため池が決壊した場合に、迅速かつ安全に避難するための参考資料として作成され、公表をされております。

建設候補地の安全性に対する教育委員会の見解としては、豪雨、高潮の洪水浸水区域図で想定しているような未曾有の災害が発生するおそれがある場合には、事前に避難指示等が発令されていると想定しております、学校の活動中に児童が被災することはないと考えております。

校舎等の施設につきましては、想定される浸水が上回るかさ上げを行うことで被災を免れることができると考えています。

ため池の決壊による被害についても、校舎等の施設については、浸水被害と同様に想定される浸水を上回るかさ上げ等を行うことで被災を免れることができると考えております。

しかしながら、ため池の決壊の原因には事前に予測することが困難な地震などが含まれているため、登下校中に児童が被災する可能性は否定できません。

この点に関しましては、ため池の適正な管理とハザードマップを利用し、いざというときに迅速な避難ができるよう、防災教育の徹底が重要だと考えております。

これを踏まえまして、新設校の整備の方針ですけれども、候

補地は洪水想定浸水区域、高潮浸水想定区域に指定されていることから、想定し得る災害規模の降雨等において、校舎が被災することのないように、想定される水深を上回るかさ上げを行うものとしたと考えております。

なお、想定し得る最大規模の降雨を下回る雨であっても、手光今川の計画規模の雨量を超える降雨があった場合は、周辺地域で浸水被害の発生も懸念されることから、グラウンドについては、雨水貯留機能を持たせて、周辺地域の被害の軽減を図ることを目指したいと思っております。

以上です。

市長：ただいま校舎の災害等が起こった場合の安全面の確保についての教育委員会の考えをいただいたところでございますけども、ただいま5月27日という県の河川管理課ですかね、この発表のことも述べていただきましたけども、この洪水浸水想定区域というものについて、御質問などが委員さんからございますでしょうかね。

では、半澤委員、お願いいたします。

半澤委員：教育委員の半澤です。

少しお伺いしたいんですが、先日の教育委員会でもお話があったんですけども、なぜ今になって手光今川のこの洪水浸水想定区域図、これが公表されたのでしょうか。

市長：これを発表いたしましたのは県でございますけれども、こちらでも今現在捉えております情報を、また、その発表の経緯につきましてお答えしたいと思います。

総務部長、よろしいでしょうか。

大庭部長：総務部の大庭と申します。よろしくお願いいたします。

委員お尋ねの区域図の公表の経緯と理由でございます。

平成27年の水防法の改正により、浸水想定が計画規模から想定し得る最大規模へ変更されております。福岡県では、水防法で指定されている41河川、市内では西郷川が洪水浸水想定区域として公表されておりました。

その後、令和元年の台風19号。いわゆる、東日本台風などにより、浸水被害が相次いだことを受け、水防法で指定されていない小規模河川についても、リスクを評価し、水害リスク情報の空白地を解消するため、令和3年7月に水防法が改正されております。

その際、手光今川のような小規模な河川につきましても、洪水浸水想定区域図の作成が義務づけされております。

これによりまして、福岡県が先月5月27日に公表を行ったところでございます。

以上でございます。

市長：委員様から、これに関しましてその他御質問や確認されたいことはございますでしょうか。

青木委員、お願いします。

青木委員：初めてこの洪水浸水想定区域図を見たんですけど、もう少し具体的に内容について説明していただければと思います。

市長：総務部長、お願いします。

大庭部長：内容についてお答えいたします。

洪水浸水想定区域図でございます。水防法の規定に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、手光今川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲と水深などを示すものでございます。

洪水浸水想定区域図が公表された場合、市はハザードマップ等で住民などに説明しなければならないとされており、対象となる地域の住民の方々に対しては5月末より、郷づくり及び自治会に対して、個別に説明を行い、回覧のお願いを順次実施しているところでございます。

市長：先ほど、教育総務課長からこの対応について、ハードの施設面の対応について御説明いただいて、その中でかさ上げとか、もしくは、この運動場については貯水機能を持たせるためにそういう対応も考えているということでありました。その中でため池のことに触れまして、このやはり風雨水害だけでなく、突然起こり得る地震、これについての対応はしっかりとこの迅速な避難もできるような防災教育の徹底も重要であるという認識の御説明がございましたけども、改めまして、この児童生徒の安全のための本市のこれまでの、また、これからの防災教育の取組について、逆に私から委員様にお尋ねをいたします。

半澤委員。

半澤委員：福津市のコミュニティ・スクールには、各中学校区にそれぞれ特色がございますが、防災教育といえば、津屋崎中学校区の柱になります。

平成23年の東日本大震災を受けて平成24年度から26年度に、福岡県の防災教育の指定を受けた同校は、これまで様々な独自の取組を行ってきております。ここ2年程はコロナ禍ということで控えておりましたが、それまでは郷づくりの方々など地域と合同で行う防災訓練では、土曜日授業を当てて、実際に自宅から避難所までの避難行動とか炊き出しの訓練などを行ってまいりました。

小学生は、まず自分を守ること。中学生は、それに加えて共に助け合うということ 키워ドにしまして、目標を明確化し、それに沿ったカリキュラムづくりをしております。

特に私が良いなと思った点ですが、改まって防災の授業という形にするのではなくて、年間のカリキュラムの中で、例えば理科だったら、地震の授業のときに防災の話を併せてするだとか、国語や英語なら、避難を促すアナウンスの文面を考えるだとか、家庭科の授業で非常食を作るというような、各教科で

きることを取り入れているところがとても良いなと思いました。

そうすることによって、自然に何度も子どもたちが防災について身近に考えられる、そんな機会をつくってあるところですね。

修学旅行で訪れた阪神淡路防災センターでは、津中生たちの質問の活発さにセンター職員も驚かれたほどだったそうです。

津屋崎地区では海が近いので、被災地の環境と似た部分もあることから、お仕着せではなく、生徒たち自らの他人事ではないという意識の高まりが、先生方からも見て取れたということでした。

平成29年度に津屋崎小学校、令和3年度に津屋崎中学校共に防災教育で総理大臣賞までいただいております、その取組が全国的に認められたことは大変うれしく誇らしいことだと思います。

新設小学校は、郷づくりとタッグを組んでいくことになるわけですが、津屋崎区域の郷づくりはこのような長年の活動経験がありますので、頼もしく防災教育を御指導いただけるのではないかと考えております。

また、先ほど事務局の説明にもあったように、新設校には雨水貯留機能というものを持たせることが計画されております。

文部科学省から出されております学校施設の水害土砂災害対策事例集というものがございまして、この中に載っているんですが、大阪府の寝屋川市立西小学校とか、交野市立交野小学校、東京都の第二亀戸小学校などでも行われているものでして、雨水を一時的に校庭にためられるようにしまして、河川や下水道への急激な流れ込みを抑えるということで、地域の浸水被害を防ぐ効果をもたらすものでございます。具体的には、グラウンド全体を受皿にするものとか、校舎や校庭の地下に貯留タンクを設けるものなどがありますが、どのようにするかというのは今後検討していくことになると思います。

新しい学校が建つということは、地域の活性化につながりますよね。併せて防災機能も兼ね備えていると、地域にとっても良いことじゃないかなと思います。

一方で、グラウンドの水はけが悪く、体育や部活動の支障になるということがないように、しっかりと考えていく必要があるなと思っています。

以上です。

市長：ありがとうございました。

特に、津屋崎中学校の校区におきまして、既に先進的に取り組まれた防災教育、小学校も中学校も総理大臣表彰まで受けた、これまで培われてこられた防災教育について、詳しく御説明をいただいたところでございます。

それでは、ここでまた戻ることにもなりますけども、小学校1校、中学校1校の建設を目指しているわけです。

その教育的な効果につきまして、先ほど大嶋教育長より御説明いただきましたけども、再度この小学校1校、中学校1校建設での、いわゆる教育的効果について、委員さんからどなたか御説明をいただければと思います。

今村委員、お願いします。

今村委員：教育委員の今村でございます。

昨年12月15日に、市長と教育委員会の総合教育会議で、小学校1校、中学校1校ということで合意したということで、非常にうれしく思っています。

本日、教育長から小学校と中学校、それから、教育総務課長や部長からも、具体的に場所と、それから、学校の規模、予算、そういうものについて具体的に提示されて、これでまた一歩進んだということで大変うれしく思っています。

ただ、先程市長が言われたような教育的な効果が非常に大事だと思いますので、私からはコミュニティ・スクールですね。福津市は全国にも先駆けてコミュニティ・スクールを実施している場所です。小学校、中学校、それから、地域、小中の連携、それから、学校と地域と家庭の連携、それがうまく組み合わさって初めてコミュニティ・スクールというのが成り立つと思います。それで、今年で確か15年目になるんじゃないかと思いますが、今年には新化期の2年目ということで、まず小中一貫の強化、それから、もう一つは、統括コーディネーターの配置、統括コーディネーターというのは、中学校区に1人いて、3人いらっしゃるわけですが、このコミュニティ・スクールの推進を小中併せてやる、具体的に推進していく方です。そういう方を配置しましたし、こういうコミュニティ・スクールが一層新化していくような学校建設でなければいけないと思っています。

そういう意味で、教育長も言われましたように、四角に中学校を造るということは、現在の南小と福間中のコミュニティ・スクールをさらに発展する形で四角に中学校を造るという形になると思います。

それから、宮司も新しい宮司地区の1つコミュニティ・スクールができて、その小学校の児童が津中に進学することで、津中はまたコミュニティ・スクールの小学校が1つ増え、現在行っている中身をさらに新化させていけるんじゃないかなと、そういう意味で、小学校1つ、中学校1つの新設について具体的に話が進んだことを、私は非常にうれしく思います。

以上です。

市長：ありがとうございました。

先ほどの大嶋教育長の説明を少し補足する形で御説明をいた

できました。

先日も多くの地域の皆様に御出席いただきました、コミュニティ・スクール説明会、学識経験者が御説明する場をカメラで開いていただきまして、このコミュニティ・スクールは、まさに現在新化期ですけれども、これをさらに発展させるための新設校の建設でなければならないということで、コミュニティ・スクールとして、どのように新化させていくのかということと思います。

また、少し時間が許せば再度御確認させていただきたいと思っておりますけれども、これまでの説明の中で、条件として優位性が高かったと思われる学校の建設の場所、私も実際そう思っておりますが、校区再編を最小限にとどめるためということがこれまでもずっと論点としてありましたけれども、校区再編がこの案で最小限になるとということで、これにつきまして、教育委員さんからの考えや御意見があればと思います。

農崎委員。

農崎委員：教育委員の農崎です。

先ほど、教育部長からこれまでの経緯の中でも説明がありましたが、教育懇話会、通学区域審議会の答申でも、校区再編は最小限にすることが求められています。

実際校区が変わることは、生徒や保護者の不安など、心理的な負担がとても大きいです。

今回の学校基本計画では、人口密集地の近接に学校を建設することにより、近くの学校に通えるので、保護者としても通学時の安全確保になると思っております。

以上です。

市長：ありがとうございました。

開始から65分ぐらいが経過しておりますけれども、少しずつまとめに入っていきたいと思っております。

本日教育長をはじめ、各教育委員さんからも御発言をいただきましたけれども、本日御協議していただきました議題につきまして、補足での御説明や、お考え等、また、その他の委員様からもいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

青木委員、お願いいたします。

青木委員：事務局と教育長から、細かくいろいろ説明があり、重なることも多いですけれども、現在の過密の状況というのは、やはり生徒たちに教育の機会均等というのが実現できていないような状況というのが本当に深刻になってきているということと、前回小学校の校長先生方からの切実なお話も聞かせていただいて、先生たち本当に頑張っておりますけれども、いつ過労で倒れるかわからないような、そういう状況にもきているということ、本当に真剣なまなざしで述べられていたのが今でも目に焼きついております。

何とか学校の過密を解消するために、現在小学校1つ、中学校1つということで話が進んでいるわけではありますが、先ほど市長も言われました、カメリアホールでのコミュニティ・スクールのグランドデザインの説明会。私も参加させていただきましたけれども、このコミュニティ・スクールが始まったとき、私も郷づくりに入らせていただいて、PTAの立場から担当させていただいていたのですが、なかなか今まで学校と地域がつながって活動するというようなことは難しかった頃から、このコミュニティ・スクールというものが始まって、最初はどうかやって関わったらよいか分からないという状況だったと思いますけれども、それが、新化期に入ったということで、各学校で行われている取組、あるいは、今までの成果を聞かせていただいたんですけども、かなり進化したなというのを実感させていただいき、そういうことが防災教育の表彰にもつながっていったんじゃないかということ、本当に頼もしく思いました。

また、新しい学校ができたとして、この軌道に乗って、新設校でもこのコミュニティ・スクールの進化というのは進んでいくんじゃないだろうかということを感じた会でありました。

本日は、洪水の浸水想定区域のお話も聞かせていただいて、これを基に防災教育ということがさらに進化していき、子どもたちの意識の高まりにも、つながっていくような、そういう取組を学校ですていただければなということを感じたところでありました。

また、皆さん気にされている南小学校の過大規模への対策ということですが、これも教育委員会として、先生方の確保、それから、施設面の充実というようなことももちろん教育の機会均等という面からは取り組まなければならない問題かなと思いました。

子どもたちの将来というのは、福津の未来を動かしていく大切な人材ですので、東洋のペスタロッチと言われていた安部清美先生のお言葉、皆さん何度も聴かれておると思いますが、「一人の子を粗末にするとき、教育はその光を失う」というその言葉の内容を考えましても、子どもたちに十分な教育を受けてもらう環境づくりというのも、市としても早急に進めて、本当に1日でも早いこの解消につながるものが、「住みよい街福津」から、「住みたい街福津」へとさらに進んでいき、地域の方々、教育の問題というのは大切なことだということ、理解していただくということが大切じゃないかと思いました。

以上です。

市長：様々な面から只今青木委員にお考えをいただいたところでございますけれども、もう少し時間もございます。私もまとめとしていろんな今後懸念されることや、解消していかなければいけ

ないこと、そして、市民の皆様に御説明していかなければいけないことなども考えながら委員の御意見を伺っておりましたけれども、教育長よろしければ、何か補足やいろんなお考えがありましたらお願いいたします。

大嶋教育長：小学校1校、中学校1校を建設する教育的効果ということ、今回の説明やお話で確認もしっかりとすることができたのではないかなと思っておりますし、ただいま青木委員からもありましたように、子どもたちの教育環境という面で考えたときに、福間南小学校の過大規模校対策についても、ソフト面、ハード面からしっかりと取り組んでいくということをもう一度ここで確認することができたことはとてもよかったのではないかなと思っております。

また、子どもたちの安全ということは教育的にも非常に重要なことでございます。

浸水想定区域のことにつきましても、教育委員会として、あるいは市としてしっかりと整備をする方向で考えて、安全を守っていく、そして、防災教育にも力を入れていくということで、しっかりと取組を進めていければとさらに考えをはっきりと持つことができましたし、また、気持ちを引き締めないといけないという強い思いを持たせていただいたところでございます。

以上でございます。

市長：それでは、現在始まりまして1時間15分が経過しようとしておりますけれども、本日の総合教育会議での議論を踏まえ、私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

昨年の12月の総合教育会議で教育長から最後のほうでありましたが、おおよそ想定されるこのエリアに、要は宮司、四角ですね。小学校と中学校ということで進めさせていただきたいというのがあって、あれから半年がたちます。

それまで市の内部的な協議にはいろいろ参加させていただいておりましたけれども、現在考えられる予算等も教育委員会として十分考慮した上での最適な案ということで、より確度の高い事業費が出てくるのは12月ぐらいになるわけですね。

基本設計、実施設計と進んでいきますが、今回は民有地が場所として想定されておりますので、その土地の価格をしっかりと出すために、測量もですが鑑定も必要ですよ。なので、本日の協議の場は、この事業費も含めたところ、また安全面を確保するための一つの経過の御報告ということで、この総合教育会議をもちまして、現在つまびらかにできるところを開示させていただいたところでございます。

また、どうしてこの場所に小学校なのか、どうしてこの場所に中学校なのか、そして、南小学校についてはどう考えているのかについて詳しく御説明をいただきました。当然昨年12月

までの間には、特にこの場所に小学校を造ってはどうか、もしくは、学校を造らないで校区再編で済む案を検討するのはどうか。南小学校については、過大規模を緩和するための新たな小学校の建設がこの場所では考えられないか。そういった場合校区はどうなるのか。そういうところも詳細に検討した上で、やはり南小学校がありますこのエリアにつきましては、小学校よりも中学校ではないかと。また、福間小学校の校区では、福間中学校の緩和も併せて考えられる新設の小学校ではないかと。この事業は、本当に市民の皆様からの大切な税金で建設する巨大な公共事業でありますので、説明がしっかりできるようにする。そして、今後福津市の子どもたちにとって、学びよい環境について考えた結果が、12月に続いての今回の案でございます。

ただ、今後も市民の皆様、地域の皆様においては、様々な御意見や御質問や御不満、御懸念もあろうかと思えます。そこには、この総合教育会議のメンバーである私と、そして、教育長はじめ教育委員の皆様がしっかり覚悟を持って、説明したり説得したりする必要があろうかと思えます。

本日の総合教育会議をたたき台といたしまして、今後市民の皆様にご理解と御説明をしていかなければいけないという、そういう意味では、本日がスタートでありますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思えます。

新たに、県の発表によりまして心配が一部出てまいりましたこの浸水想定区域についての対応についても、本日は御説明の機会を設けさせていただいたところでございますけれども、大きな災害があったときにしっかり対応できるハード面の整備、並びに防災教育をさらに進化させることが1つ。

もう1つは、21年前の大阪教育大学の附属池田小学校の大変悲惨な事件のことを、先日新聞やメディアでも大きく報道されており、今でも700名ぐらいの方が集まれ、子どもたちが亡くなったことを追悼し、そして、改めてその祈りと誓いをこの町が新たにしたという、そういう報道がございました。重ねてですが、私たち大人には子どもたちの安全や安心や命を守っていく義務がありますし、市と教育委員会、行政に課された責務であります。

この点を、本日この場をお借りし、認識を確認いたしまして、今後の過大規模校解消のため、そして、どこに住んでいても子どもたちが平等に、安心して落ち着いて勉強ができ、放課後の部活動等も全力で取り組み、また、特に小学校は少しでも時間が空いたら、昼休みだけでなく、伸び伸びと校庭を走り回れる。遊びまわれる。そういう環境の整備が必要だと思っております。志を持って未来をたくましく切り開く教育というのを、本市の教育ではうたっております。これを何度も言います

が、我々しっかり使命感、覚悟を持ってこの施策に特に注力いたしまして、事業を推進していきたいと思っていますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

何か委員様でございますでしょうか。感想はよろしいですか。

今村委員、どうぞ。

今村委員：先ほどコミュニティ・スクールのことについて申し上げましたけど、去年の6月でしたかね、文科省主催の教育委員の研修会がオンラインでありました。その際に、様々な分科会をオンラインで行ったのですが、全国の市町村の教育委員さん、教育長が分野別に分かれて、例えば、コミュニティ・スクール、働き方改革など様々なテーマがありました。私が参加したのはコミュニティ・スクールについて7つの市町村の方との情報交換でした。

一言で言えば、福津市はコミュニティ・スクールについてはすぐれているなと思いました。

というのは、例えば、ある市町村の教育委員さんが、自分のところは非常に転勤が多くて、いわゆる学校と地域と親とのつながりがなかなかできにくいとおっしゃっていたんですよ。ほかの地域は進んでいるところもあるし、全くやっていないところもありました。

文科省がコミュニティ・スクールを推進するように、各市町村の、県を含めて教育委員会に通達していると思うんですけども、せっかく福岡津屋崎地区は、こういうコミュニティ・スクールが進化している状況で、しかも地域に根づいている。そして、かなり住宅が密集しているところを生かして、住宅の密集近隣地域に小学校、中学校を造ってコミュニティ・スクールを進化させていくことが非常に大事だなと思いました。

それで、その研修の後、ほかの市町村から資料を見せてほしいと、福津市がどうしているのか見せてほしいというような連絡もありました。

以上です。

市長：日頃他の市町村などの教育委員さんたちと一緒に教育のことを学ぶ機会の体験について御説明をいただきました。

教育委員の皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

ほかございますか。委員様。よろしいですか。

それでは、間もなく開始いたしまして1時間半が経過しようとしておりますので、この辺で本日の総合教育会議は閉めさせていただきますたいと思いますけども、様々御意見をいろいろ頂戴いただきましてありがとうございました。

ほかに御意見や御質問がないということでございますので、協議事項については以上で終わりとさせていただきます、この進行をまちづくり推進室にお返しいたします。

香田：本日も様々な御意見をいただき、ありがとうございました。

5 その他

6 閉会の宣言

香田：以上をもちまして令和4年度第1回総合教育会議を終了させていただきます。

次回については、詳細が決まりましたら改めて御案内をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。